

船荷証券に関する規定等の見直しに関する論点の検討（2）

第1 電磁的船荷証券記録を発行する場面の規律の内容

1 電磁的船荷証券記録の発行に係る実質的な規律内容

電磁的船荷証券記録の発行については、

- (1) 運送人又は船長に電磁的船荷証券記録の発行義務は負わせない
- (2) 発行を受ける荷送人又は傭船者の承諾は必要とする一方で、荷受人の承諾までは必要としないこととし、荷送人又は傭船者の承諾については、特定の方式を要求しない
- (3) 受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録及び船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録を規律する

こととした上で、次のように定めることが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

- ① 運送人又は船長は、船積船荷証券又は受取船荷証券の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、船積みがあった旨を記録した電磁的船荷証券記録又は受取があった旨を記録した電磁的船荷証券記録を荷送人又は傭船者に発行することができる。
- ② 受取船荷証券の発行に代えて受取があった旨を記録した電磁的船荷証券記録が発行された場合には、当該電磁的船荷証券記録の支配の移転と引換えでなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。
- ③ 運送人又は船長は、第1項の規定により電磁的船荷証券記録を発行したときは、船荷証券を交付したものとみなす。
- ④ 前3項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、適用しない。

(補足説明)

(1) 電磁的船荷証券記録の発行義務について

運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求に応じて船荷証券の交付義務を負うものとされているところ（商法第757条第1項及び第2項）、電磁的船荷証券記録についても、荷送人又は傭船者の請求に応じて運送人又は船長にその発行義務を認めるか否かが問題となる。

この点、デジタルファーストを志向すべきであるとの考え方を重視すると、運送人又は船長にそのような義務を負わせることも考えられるものの、電磁的船荷証券記録の発行についてはシステム導入等の負担が発生することが予想されることに加えて、国際海上物品運送の実態や実務は、運送人の能力、船種、貨物、航路、契約形態（傭船契約か個品運送かなど）等により様々で

あることを踏まえると、一律に電磁的船荷証券記録の発行義務を認めることは適當ではないと考えられる。また、このように考えることは、MLETR 第7条第2項において「ある者にその者の同意なく電子的移転可能記録を利用するなどを要求するものではない」と規定されていることとも整合的であると考えられる。

(2) 相手方（荷送人又は傭船者）及び荷受人の承諾の要否及び方法について

ア 相手方（荷送人又は傭船者）の承諾の要否について

デジタルファーストを志向すべきであるとの考え方や海上運送のコストの効率化などを重視すると、運送人が電磁的船荷証券記録の利用を希望する場合には、相手方（荷送人又は傭船者）にその利用を義務付けるという考えもあり得る。

しかしながら、前記(1)のとおり、電磁的船荷証券記録の利用に関しては、利用者の側においても一定のシステム導入等の負担が発生することが予想されるところ、荷送人の属性は、運送人以上に多種多様であり、中には日常的に国際海上運送の委託を行うわけではない零細の荷送人も含まれる可能性がある。そのため、運送人が電磁的船荷証券記録の利用を希望する場合であっても、電磁的船荷証券記録の発行及び利用には、あくまで相手方（荷送人又は傭船者）の承諾が必要であるとすることが相当であると考えられる。また、このように考えることは、MLETR 第7条第2項において「ある者にその者の同意なく電子的移転可能記録を利用するなどを要求するものではない」と規定されていることとも整合的であると考えられる。

イ 荷受人の承諾の要否について

MLETR 第7条第2項が「ある者にその者の同意なく電子的移転可能記録を利用するなどを要求するものではない」と規定していることとの関係で、電磁的船荷証券記録の発行に際して、運送人又は船長（発行する者）及び荷送人又は傭船者（発行を受ける者）に加えて、荷受人の承諾を必要とするか否かについても問題となる。

しかしながら、そもそも、MLETR の当該規定も、電子的移転可能記録の発行時に、将来その利用者になり得る荷受人の承諾を得ることを義務付けていようとまでは考えられない。また、電磁的船荷証券記録の発行時点では荷受人が確定していないこともあること、荷受人には荷送人との間の契約を締結する際に電磁的船荷証券記録の使用を受け入れるか否かを決定する機会があり得ること（注）、荷受人を含む電磁的船荷証券記録の支配の移転を受けようとする者が電磁的船荷証券記録の利用を望まず、紙の船荷証券の利用を希望する場合には、紙の船荷証券に転換（後記第3参照）をした上で対応することも考えられることなどを踏まえると、電磁的船荷証券記録の発行について荷受人の承諾を法律上の要件とすることは相当ではないと考えられる。

（注）電磁的船荷証券記録を利用するには運送人又は船長（発行する者）及び荷送人又は傭船者（発行を受ける者）の承諾が必要であるとした場合には、その趣旨に鑑み

れば、荷受人が電磁的船荷証券記録を利用する運送契約上の義務を当然に負うとは解されない（すなわち、荷送人が荷受人の承諾なく電磁的船荷証券記録の支配を移転しようとしても、当然には荷送人と荷受人との間の契約上の債務の履行を提供したことにはならない。）と整理することができるものと考えられる。

ウ 相手方（荷送人又は傭船者）の承諾の方法について

海上運送状の交付に代えて海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、法務省令で定めるところにより、荷送人又は傭船者の承諾を得るものとされており（商法第770条第3項）、その委任を受けた商法施行規則第12条第1項においては、「あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない」とし、かつ、「電磁的方法の種類及び内容」についてもその内容を規律している。そこで、電磁的船荷証券記録を発行する場合にも、これと同様に、商法施行規則第12条第1項に本規定を追加するなどして、承諾について特定の方式を要求すべきか否かが問題となる。

この点について、①実際に電磁的船荷証券記録を利用する際には、荷送人又は傭船者の要請を受けているものと考えられることや、②MLETR 第7条第3項においても、特定の方式による明確な同意を必要とせずに行動により推認することができるとされており、我が国の規律が承諾に特定の方式を要求することは国際的な調和がとれなくなる可能性があることなどを踏まえると、承諾に特定の方式を要求する必要はなく、かえって相当ではないとも考えられる。

なお、電磁的船荷証券記録の発行時の相手方（荷送人又は傭船者）の承諾の方法について、特定の方式を要求しないという結論をとる場合には、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供する際の承諾の方式についても、現状の規律を変更し、特定の方式を要求しないとすることも考えられる。

（3）受取船荷証券及び船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録について

ア 受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録及び船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録を規律することについて

船荷証券については、運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は傭船者の請求により、受取船荷証券を発行することが運送人又は船長に義務付けられており（商法第757条第1項後段）、受取船荷証券が発行された後に船積みが行われた場合には、受取船荷証券の全部と引換えでなければ船積船荷証券の交付を請求することができないとされている（商法第757条第1項及び第2項）。

MLETR の考え方を踏まえ、電磁的船荷証券記録に船荷証券との機能的同等性を認めるという観点からすれば、電磁的船荷証券記録についても、受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録と船積船荷証券に相当する電磁的船荷

証券記録とを別個に規律することが相当であると考えられる。

なお、受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録が発行された場合において、船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録を新たに発行することなく、船荷証券に関する商法第758条第2項と同様に、受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録に船積みがあった旨を追加的に記録することで、船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録の発行に代える場合の取扱いについては、後記2(5)で取り扱うものとする。

イ 受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録が既に発行されている場合において、荷送人又は傭船者に船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録の発行を請求する権利までを認めるか否かについて

運送人又は船長に電磁的船荷証券記録の発行義務がないことを前提とした場合には、受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録が既に発行されているときであっても、荷送人又は傭船者に船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録の発行を請求する権利までは認めない（運送人又は船長に船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録の発行義務までは負わせない。）とすることが相当か否かが問題となる。

受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録と船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録を別個のものとして規律することにする以上、たとえ、受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録が既に発行されているときであっても、荷送人又は傭船者に船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録の発行を請求する権利までは認めない（運送人又は船長に船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録の発行義務までは負わせない。）とすることが考えられる。また、このように考えることは、MLETR 第7条第2項において「ある者にその者の同意なく電子的移転可能記録を利用するなどを要求するものではない」と規定されていることとも整合的であると考えられる。

他方で、受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録が既に発行されている場合には、システム導入等の負担があるとは考えられず、船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録の発行義務を認めるにも考えられる。このように考える場合には、さらに進んで、受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録が発行されている場合には紙の船積船荷証券の交付を請求することができないものとすることも考えられる（なお、このように考える場合には、本文①の規律（運送人又は船長は、船積船荷証券又は受取船荷証券の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、船積みがあった旨を記録した電磁的船荷証券記録又は受取があった旨を記録した電磁的船荷証券記録を荷送人又は傭船者に発行することができる。）のほかに、受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録が既に発行されている場合には、運送人又は船長に船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録の発行義務を負わせる旨の規律及び荷送人又は傭船者は紙の船積船荷証券の交付を請求することができない旨の規律を別途設ける必要がある。）。

この点について、どのように考えるか。

ウ 受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録と引換えに船積船荷証券の交付を請求する場合における「引換え」の意義について

受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録と引換えに船積船荷証券の交付を請求する場合における「引換え」の意義については、電磁的船荷証券記録の支配の移転との引換えとすることが考えられるが、引換えの対象を電磁的船荷証券記録の支配の移転に限定するのではなく、電磁的船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電磁的船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置との引換えとすることも考えられる。もっとも、この点については、受戻証券性に関する商法第764条に相当する規律をどのように考えるのかによるところであり、その際に改めて検討することとする。

(4) 規律案について

本文の規律案は、船荷証券を交付する義務を負う運送人又は船長が、船荷証券の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、電磁的船荷証券記録を発行することができるというものであり、海上運送状の交付に代えて海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について定めた商法第770条第3項に倣ったものである。運送人又は船長に電磁的船荷証券記録の発行義務を負わせないこととする場合には、このような規律とすることが相当であると考えられるし、規律の複雑化を避けることができるものと考えられる（注）。

（注）受取船荷証券と船積船荷証券が発行される場合の適用関係について

受取船荷証券、船積船荷証券又はこれらに相当する電磁的船荷証券記録が発行される場合としては、細分化すると、①紙の受取船荷証券が発行された後に、これと引換えに紙の船積船荷証券が発行される場合、②紙の受取船荷証券が発行された後に、これと引換えに船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録が発行される場合、③受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録が発行された後に、これと引換えに紙の船積船荷証券が発行される場合、④受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録が発行された後に、これと引換えに船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録が発行される場合の4通りが考えられる。①の場合は、商法第757条第1項後段の規定により紙の受取船荷証券が発行された後、同項前段及び同条第2項の規定により紙の船積船荷証券が発行されるということになり、②の場合は、商法第757条第1項後段の規定により紙の受取船荷証券が発行された後、同項前段及び同条第2項の規定並びに本文①の規律により船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録が発行されるということになる。③の場合は、商法第757条第1項後段の規定及び本文①の規律により受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録が発行された後に、同項前段の規定及び本文②の規律により紙の船積船荷証券が発行されるということになり、④の場合は、商法第757条第1項後段の規定及び本文①の規律により受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録が発行された後に、同項前段の規定

及び本文②の規律並びに本文①の規律により紙の船積船荷証券が発行されるということになる。

2 電磁的船荷証券記録の記録事項

(1) 電磁的船荷証券記録の記録事項に関する規定について

電磁的船荷証券記録には、商法第758条第1項各号に掲げる事項（〇〇〇を除く。）を記録しなければならないこととしてはどうか。

(2) 複数通発行について

電磁的船荷証券記録については複数通発行を認めないこととし、複数通発行に関する事項を電磁的船荷証券記録の記録事項から除外することについて、どのように考えるか。

(3) 「作成地」について

「作成地」を電磁的船荷証券記録の記録事項から除外することについて、どのように考えるか。

(4) 「船荷証券の交付に代えて電磁的船荷証券記録を発行する旨」について

「船荷証券の交付に代えて電磁的船荷証券記録を発行する旨を記録すること」を電磁的船荷証券記録の記録事項としないことについて、どのように考えるか。

(5) 船積みがあった旨を記録した電磁的船荷証券記録について

受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録の発行後に船積みがあった場合には、新たに船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録の発行を認めるだけではなく、受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録に船積みがあった旨を追加的に記録して、船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録の発行に代えることができるようになることが相当と考えられるがどうか。

(6) 追加記録について

電磁的船荷証券記録について、商法第758条第1項各号に規定する事項以外の事項についての記録や発行後に新たに記録を追加することなどに関して、総則的にその要件や効果を定める旨の規定を設ける必要はないと考えられるが、この点について、どのように考えるか。

（補足説明）

(1) 電磁的船荷証券記録の記載事項に関する規定について

紙の船荷証券においては、比較的ゆるやかな要式証券性が認められ、商法第758条第1項各号に掲げる事項の一部を欠いても有効であると解される場合があると考えられており（大判昭和7年5月13日大民集11巻943頁等）、電磁的船荷証券記録においても同様の解釈が維持されるようにすることが相当であると考えられることから、電磁的船荷証券記録の記録事項についても、商法第758条第1項と同様の規定ぶりとすることが相当であると考えられる。

(2) 複数通発行について

もともと紙の船荷証券について数通発行が認められている理由としては、証券を送付する途中での紛失や延着に備えるためであると考えられており、実際に、現在でも、その割合は定かではないものの、3通程度を一組として船荷証券を発行する実務が残っているようである。

もっとも、紙の船荷証券についても原本が複数発行されることによる弊害は小さくない旨の指摘がされてきていることに加えて、紙の船荷証券とは異なり、電磁的船荷証券記録を紛失したりするということは通常では考え難い。そのため、電磁的船荷証券記録の数通発行を認める必要性はなく、むしろ、複数の原本が流通する可能性があることにより、かえって法律関係が複雑になり、取引の安全が害される危険性が生じることになるとも考えられる。

他方で、MLETR では、原本 (original) に関する機能的同等性の規定を置いておらず、複本 (multiple originals) についての規定も存在していないため、同一の権利に対する複数の電子的移転可能記録を発行することは必ずしも禁止されておらず、複数通発行については中立的な立場をとっていると考えられる（参考資料 1－1 別添資料 5 参照）。また、イギリスの Law Commission の 2022 年 3 月 15 日の「電子取引文書－報告書及び草案」（以下、当該資料のうち報告書部分については「Law Commission 報告書」とい、草案部分については「Law Commission 草案」という。）においても、紛失リスクなど紙の貿易文書において複数通発行が認められる理由は電子貿易文書には当てはまらず、電子貿易文書がセットで発行される必要はない旨の意見を示しつつ（Law Commission 報告書 para9.45）、複数通発行の有無・要否は実務が決ることであるとして、電子貿易文書について殊更に複数通発行を禁止する旨の規定を設けたり、反対に、複数通発行ができることを電子貿易文書の法律上の要件とすることはしないという立場が示されている（Law Commission 報告書 para9.43、9.45）。

しかしながら、電子的移転可能記録や電子貿易文書に関する一般法の形をとり、個々の対象についての記録事項を法文に明記することはしていない又はしない方向で考えている MELTER や Law Commission 草案とは異なり、商法改正の中で船荷証券の電子化についての規律を設けることを予定している我が国においては（部会資料 2 の第 2 の補足説明 2 参照）、電磁的船荷証券記録の記録事項に関する規定（商法第 758 条第 1 項第 11 号）や複数通発行された場合の規定（商法第 765 条から第 767 条まで）に相当する規律を設けるか否かを検討するに当たり、複数通発行することの可否を明確にしなければならない。そうすると、先に述べたように、電磁的船荷証券記録の数通発行を認める必要性はなく、これを認めることにより、かえって法律関係が複雑になり、取引の安全が害される危険性が生じることになることを考慮し、電磁的船荷証券記録については複数通発行を認めないこととし、複数通発行に関する事項を電磁的船荷証券記録の記録事項から除外することが相当とも考えられるが、この点について、どのように考えるか。

(3) 「作成地」について

紙の船荷証券については、その法定記載事項として「作成地」の記載が求められ（商法第758条第1項第12号）、実務上、船荷証券に署名した地を「作成地」として記載することが通常であるところ、電磁的船荷証券記録については、「作成地」を観念することができないとしてその記録事項から除外すべきか否かが問題となる。

電磁的船荷証券記録について紙の船荷証券との機能的同等性を持たせようとするためには、基本的には、当該媒体に記載又は記録される情報についても同等であることが求められるとも考えられるが（MLETR 第10条第1項(a)）、電磁的船荷証券記録についてその性質に鑑みて適切な調整を加えること自体は、全体としての機能的同等性が失われない限りは、それが直ちにMLETRの考え方に対するものとは考え難い。

そして、電子データである電磁的船荷証券記録については、紙の船荷証券とは異なり、物理的に署名行為を行う場所が一義的に定まるものではなく、具体的にどのような行為又はどのような場所をもって、作成をした場所と考えるべきかについて明確な考え方があるものでもないと思われるし、電磁的船荷証券記録に関して用いられる実際のシステムの内容や規約を含む全般的な仕組みによっても、考え方方が分かれ得るようにも考えられる。

また、為替手形及び約束手形の必要的記載事項に「手形ヲ振出ス日及地ノ表示」が含まれている（手形法第1条第7号及び第75条第6号）のに対して、電子記録債権法においては電子記録債権の登録事項として「作成地」は含まれていない（電子記録債権法第16条等）。

これらを踏まえると、「作成地」を電磁的船荷証券記録の記録事項から除外することも十分に考えられる。

他方、海上運送状については、商法上電磁的な方法により提供することが認められているところ、「作成地」がその記録事項に含まれている（商法第770条第2項、第3項）。

また、紙の船荷証券に関しては、その方式などに関する準拠法の決定の連結点として、発行地が重要な意義を持つ場合があり得ると考えられており（参考資料1－1別添資料3参照）、電磁的船荷証券記録についても準拠法決定の連結点として発行地が意味を持つことになる可能性を否定することはできず、そのような観点から、「作成地」を記録事項とすることに意味があるとも考えられる（ただし、準拠法決定の際の連結点として発行地が意味を持つとしても、そこでの発行地はあくまで実際に発行された地を意味するのであって、電磁的船荷証券記録上の記録内容から直ちに認定されるものではないと考えられる。）。

これらを踏まえると、現時点で、電磁的船荷証券記録に係る「作成地」の解釈が一義的に明らかではないとしても、今後の実務でその解釈が定まっていくことを前提に、「作成地」を電磁的船荷証券記録の記録事項に含めること

も十分に考えられる。

これらの点について、どのように考えるか。なお、仮に、「作成地」を電磁的船荷証券記録の記録事項から除外する場合には、電磁的な方法で提供される海上運送状についての記録事項としての「作成地」について別途検討するのかどうかについても検討する余地がある。

(4) 「船荷証券の交付に代えて電磁的船荷証券記録を発行する旨」について

船荷証券に記載すべき事項が記録された電磁的記録が作成された場合には、それが電磁的船荷証券記録であるのか、電磁的方法によって提供される海上運送状であるのかを区別することが困難であるため、それが電磁的船荷証券記録であることを明らかにするために、「船荷証券の交付に代えて電磁的船荷証券記録を発行する旨」を電磁的船荷証券記録の記録事項とすることも考えられるところではある。

もっとも、このような問題は、紙の船荷証券の場合にも生じ得る。すなわち、紙の海上運送状の場合に記載すべき事項と紙の船荷証券の記載すべき事項は、実質的に同じである一方で、商法は、船荷証券であることを船荷証券の記載事項として要求しておらず、実務上の運用としては、船荷証券には「船荷証券」や「Bill of Lading」との記載がされ、海上運送状と区別しているようである。

このように、紙の船荷証券においても同様の問題が生じ得るにもかかわらず、紙の船荷証券においては船荷証券であることが船荷証券の記載事項とはされず、電磁的船荷証券記録においては「船荷証券の交付に代えて電磁的船荷証券記録を発行する旨」が電磁的船荷証券記録の記録事項として要求されるものとすると、当該事項は、他の記録事項のようにゆるやかな要式証券性が認められる事項ではなく、当該事項の記録を欠くと無効となる性質のものであると評価される可能性も否定することができない。その場合には、「船荷証券の交付に代えて電磁的船荷証券記録を発行する旨」の記録を欠くと、他の要件を満たしていたとしても、電磁的船荷証券記録とは認められないこととなる。さらには、船荷証券の電子化に関する国内法を有する他国でこのような要件を必要としていない場合には、その他国では船荷証券と機能的同等性を認められる電磁的記録が我が国では機能的同等性が認められることになる可能性もある。

なお、当事者が船荷証券と機能的同等性を有する電磁的船荷証券記録とすることを意図していない場合には、電磁的船荷証券記録とは扱わないこととする必要があるとも考えられるが、そのような事情が明らかである場合には、そもそも、船荷証券に代えて発行された電磁的船荷証券記録ではないと解することも可能であると考えられる。国内法が整備された後の実務においては、電磁的船荷証券記録であることが明確な状況において流通することが想定されるし、電磁的船荷証券記録の要件を備えたものをどのように扱うのかも含めて商慣習によって判断されるものとするのが相当であり、「船荷証券の交付

に代えて電磁的船荷証券記録を発行する旨」の記録を欠くものを一律に電磁的船荷証券記録ではないとの規律を設けるのは相当ではないものと考えられる。

(5) 船積みがあった旨を記録した電磁的船荷証券記録について

電磁的船荷証券記録について、受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録と船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録とをそれぞれ規律することとした場合において、受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録を発行した者が、当該電磁的船荷証券記録に船積みを行ったこと等の追加記録をすることができるようなシステムが利用される可能性もある。

そこで、船荷証券に関する商法第758条第2項の規律と同様に、受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録の発行後に船積みがあった場合に、新たに船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録の発行を認めることだけではなく、受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録に船積みがあった旨を追加的に記録して、船積船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録の発行に代えることができるようになることが相当と考えられる。

(6) 追加記録について

ア MLETRにおいては、「この法は、電子的移転可能記録に、移転可能な証書又は文書に含まれている情報に追加して情報を含むことを排除するものではない。」という追加記録に関する総則的な規定が定められている（MLETR第6条）。

このことからすれば、我が国においても、電磁的船荷証券記録について、商法第758条第1項各号に規定する事項以外の事項についての記録や発行後に新たに記録を追加することなどに関して、総則的にその要件や効果を定める旨の規定を設けることも考えられる。

しかしながら、そのような規律を設けると、商法第758条第1項各号に規定する事項以外の事項についての記録にも当然に一定の効力が認められると解されたり、電磁的船荷証券記録の支配の有無にかかわらず記録された事項を改変することができるものと解されたりするなどの誤解を招く可能性も否定できない。また、追加記録として認められる場合を法律又はその委任を受けた省令において網羅的に列挙することも考えられるが、そのような方法による場合、列挙された事項については常に記録されたとおりの効果が認められ、列挙されない事項については常に無効であると解される可能性も否定できず、紙の船荷証券における裏面約款のように、船荷証券や電磁的船荷証券記録の規定とは別にその効力の有無が判断されることが相当であるような事項について、かえって不適切な帰結が導かれる可能性も否定できない。

翻って考えてみると、紙の船荷証券においては、実務上、表面に証券番号、信用状情報、着荷通知先などの情報が記載されたり、裏面にも約款が記載されたりするなど、法定記載事項以外の追加的な記載がされているものの、商法上、裏書のほかに商法第758条第1項各号に規定する事項以外の事項の

記載に関する規定はなく、各追加記載の適否などは実務の積み重ねの中で形成されてきたものといえる。

以上を踏まえると、電磁的船荷証券記録についても、追加記録については特段の規律を設けないとするのが相当であると考えられるが、この点について、どのように考えるか。

イ もっとも、このことは、電磁的船荷証券記録について、商法第758条第1項各号に規定する事項以外の事項を記録することや発行後に記録を追加することを一律に禁じることを意味するものではない。また、受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録の発行後に当該電磁的船荷証券記録に船積みがあった旨を追加記録する場合（前記(5)参照）のように、法が当然に予定している追加記録に関しての効果については、個別的に規律を設ける必要があるものと考えられる。

3 「支配」概念の創設及び関連概念の定義について

(1) 「支配」概念の創設について

電磁的船荷証券記録は、それ自体は民法上の「物」に該当しないため、占有そのものを観念することはできないが、排他的に支配する状態を観念する必要があることから、電磁的船荷証券記録の「支配」という新たな概念を創設することとしてはどうか。

(2) 「電磁的船荷証券記録の支配」の定義について

電磁的船荷証券記録の支配は、紙の船荷証券の占有という事実状態に類する概念であることも踏まえ、その定義として、「その電磁的船荷証券記録の使用、収益及び処分をすることができる状態」とすることが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

(3) 「電磁的船荷証券記録の発行」の定義について

電磁的船荷証券記録の発行については、「電磁的船荷証券記録を作成し、当該電磁的船荷証券記録の支配が荷送人又は傭船者に属することとなる措置」と定義してはどうか。

(4) 「電磁的船荷証券記録の支配の移転」の定義について

電磁的船荷証券記録の支配の移転については、「電磁的船荷証券記録の支配を他の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電磁的船荷証券記録の支配が移転した時点で、当該電磁的船荷証券記録の支配を移転した者が当該電磁的船荷証券記録の支配を失うもの」と定義してはどうか。

(補足説明)

(1) 「支配」概念の創設について

電磁的船荷証券記録について、それ自体は民法上の「物」に該当しないと考える場合には（部会資料2の第4参照）、電磁的船荷証券記録そのものに「占有」を観念することはできず、また、運送品の引渡しに係る債権とは別に電磁的船荷証券記録そのものが独立した財産権となるものとも考えられな

いため、民法第205条に基づく「準占有」が当然に認められるものでもないと考えられる。

もっとも、電磁的船荷証券記録について紙の船荷証券との機能的同等性を認めるためには、電磁的船荷証券記録について排他的に支配する状態を観念する必要がある。

そこで、電磁的船荷証券記録の「支配」を新たな概念として創設することが考えられる。MLETRにおいても、物理的な「占有」に準じる概念として、「control」という概念を用いており（MLETR 第11条）、このような概念を新たに創設することはMLETRの考え方とも親和的であると考えられる。

（2）「電磁的船荷証券記録の支配」の定義について

MLETRにおいては、「支配（Control）」に関して以下のよう規定を設けているものの、「支配（Control）」そのものの定義までは明確にしていないよう見受けられる。

MLETR 第11条第1項

法が移転可能な証書又は文書の占有を要求している場合又は占有することができるとしている場合、電子的移転可能記録については、以下のために信頼できる手法が用いられているときは、その要求は充たされているものとする。

（a）ある者によるその電子的移転可能記録への排他的な支配が確立されていること、

かつ

（b）その者が支配を有している者であると識別すること

また、MLETRでは、その補足説明の中で、上記の「支配」に関して、「『支配』とは事実に関する概念であり、その支配の適法性や正統性は問わない。適法性が認められるかどうかは実体法の問題である」といった説明がされている（para 111、114）。

このようなMLETRの立場に鑑みれば、我が国においても、「支配」という概念を創設しつつも、その定義規定までは置かず、その内容は解釈に委ねるということも考えられなくはないものの、我が国の法制上、電磁的記録に対する「支配」という用例はなく、その内容を明らかにしておくことが望ましいと考えられる。

その上で、「支配」の定義については、占有権や所有権といった権利を取得するための要件とは異なり、電磁的記録についての事実上の概念であることを考慮し、主觀的な要素等は含めないこととし、所有権に関する民法第206条の規定（所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。）を参考として、「その電磁的船荷証券記録の使用、収益及び処分をすることができる状態」とすることが考えられる。

ここで「使用」とは、運送品の引渡しを求める際に電磁的船荷証券記録を提示することや、電磁的船荷証券記録によって行う運送品に関する処分行為などが想定される。「収益」とは、一般的には果実の収受等により利益を収めることを意味しているとされ、電磁的船荷証券記録については想定し難いと

ころではあるが、例えば、一定の期間、電磁的船荷証券記録の支配を第三者に移転してその使用を許諾し、当該第三者からその対価を收受することなどが想定される。「処分」とは、第三者に電磁的船荷証券記録の支配を移転したり、運送品の引渡しを請求する際に電磁的船荷証券記録の支配を運送人に移転したりすることなどが想定される。

なお、ここでは、MLETR が要求する单一性や排他性の要請については、電磁的船荷証券記録の支配の移転の定義（後記(4)）、電磁的船荷証券記録の定義および技術的要件（後記第 2 の 1）において考慮されるものと整理している。

(3) 「電磁的船荷証券記録の発行」の定義について

「支配」概念の定義を前提すると、船荷証券の発行に相当する電磁的船荷証券記録の発行は、電磁的船荷証券記録が作成され、かつ、それに対する支配が荷送人又は傭船者に帰属する状態を意味すると考えられるため、電磁的船荷証券記録の発行については、「電磁的船荷証券記録を作成し、当該電磁的船荷証券記録の支配が荷送人又は傭船者に属することとなる措置」と定義することが考えられる。

なお、この発行は一定の技術的要件を満たす必要があることを想定しており、当該技術的要件については、後記第 2 の 2 で取り扱うものとする。

(4) 「電磁的船荷証券記録の支配の移転」の定義について

「支配」概念の定義を前提として、その支配に排他性を認めようとする場合には、電磁的船荷証券記録の譲渡人と譲受人との間に同時に「支配」が認められることは相当ではない。

そこで、電磁的船荷証券記録の支配の移転については、「電磁的船荷証券記録の支配を他の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電磁的船荷証券記録の支配が移転した時点で、当該電磁的船荷証券記録の支配を移転した者が当該電磁的船荷証券記録の支配を失うもの」と定義することが考えられる。

なお、この支配の移転は一定の技術的要件を満たす必要があることを想定しており、当該技術的要件については、後記第 2 の 3 で取り扱うものとする。

第 2 電磁的船荷証券記録の技術的要件

1 電磁的船荷証券記録の定義及び技術的要件について

電磁的船荷証券記録については、我が国の既存の法制や MLETR の定めなどを参考に、以下のように定義及び技術的要件を定めることが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

「電磁的船荷証券記録」とは、第 1 の規定により発行される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理に供されるもので法務省令（注）で定めるものをいう。）であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 一 電磁的船荷証券記録に関する権利を有することを証する記録として特定されたもの
- 二 商法第●条に規定する電磁的船荷証券記録の支配をすることができるものであって、その支配を有する者を特定することができるもの
- 三 商法第●条に規定する電磁的船荷証券記録の支配の移転をすることができるもの
- 四 適法に改変されたものを除き、記録された情報を保存することができるもの

(注) 法務省令として、以下のような内容を規定することを想定している。

商法第●条に規定する法務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

2 電磁的船荷証券記録の発行の技術的要件について

前記第1の本文3(3)の「電磁的船荷証券記録の発行」の定義を前提として、電磁的船荷証券記録の発行の技術的要件について、以下のように定められることが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

「電磁的船荷証券記録の発行」とは、法務省令で定める方法（注）により、電磁的船荷証券記録を作成し、当該電磁的船荷証券記録の支配が荷送人又は傭船者に属することとなる措置をいう。

(注) 法務省令として、以下のような内容を規定することを想定している。

- 1 商法第●条に規定する法務省令で定める方法は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
 - 一 電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること
 - 二 電磁的船荷証券記録を発行する者が電子署名をするものであること
- 2 前項第2号に規定する「電子署名」とは、電磁的船荷証券記録に記録された情報について行われる措置であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
 - 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること
 - 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること

3 電磁的船荷証券記録の支配の移転の技術的要件について

前記第1の本文3(4)の「電磁的船荷証券記録の支配の移転」の定義を前提として、電磁的船荷証券記録の支配の移転の技術的要件について、以下のように定められることが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

「電磁的船荷証券記録の支配の移転」とは、法務省令で定める方法（注）により、電磁的船荷証券記録の支配を他の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電磁的船荷証券記録の支配が移転した時点で、当該電磁的船荷証券記録の支配を移転した者が当該電磁的船荷証券記録の支配を失うものを

いう。

(注) 法務省令として、以下のような内容を規定することを想定している。

商法第●条に規定する法務省令で定める方法は、電子情報処理組織を利用する方法
その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

4 追加記録の技術的要件について

前記第1の2のとおり、商法第758条第1項各号に規定する事項以外の事項についての記録や発行後に新たに記録を追加することについて、総則的にその要件や効果を定める旨の規定を設けることはせずに、法が予定している追加記録についてのみ個別の規定を設けることとする場合には、当該追加記録の技術的要件として、前記2と同様に、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であることと、電磁的船荷証券記録を発行する者が電子署名をするものであることを求めることが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

(補足説明)

1 電磁的船荷証券記録の定義及び技術的要件について

(1) 基本的な考え方について

商法を改正して電磁的船荷証券記録に関する規律を設けることを前提に、「電磁的記録」を定義する商法第539条第1項第2号に倣い、「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理に供されるもの」という基本的な技術的要件を規定しつつ、今後の技術発展や諸外国での立法の動向等を踏まえて柔軟に見直しをすることができるよう、詳細な技術的要件については、省令に委任することとしている。

また、電磁的船荷証券記録が備えるべき基本的な性質については、今後の技術発展や諸外国の立法の動向等を踏まえて柔軟に見直すことが想定されるものとはいひ難い面もあるため、省令に委任するのではなく、法律に規定することが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

(2) 基本的な性質について

ア 第1号について

第1号に定める性質は、MLETR 第10条第1項(b)(i)において「その電子的記録が電子的移転可能記録であると識別すること」(Singularity) が定められていることを踏まえたものである。

イ 第2号について

第2号に定める性質は、MLETR 第10条第1項(b)(ii)において「その電子的記録が創出されたときから全ての効果又は有効性を有さなくなるまでの間、当該電子的記録を支配(control)することができるようにしておくこと」が定められ、第11条第1項(b)において「その者が支配を有している者であると識別すること」が定められていることを踏まえたものである。

ウ 第3号について

第3号に定める性質は、MLETR 第11条第2項において「法が移転可能な証書又は文書の占有の移転を要求している場合又は占有を移転することができるとしている場合、電子的移転可能記録については、その電子的移転可能記録への支配の移転によってその要求は充たされているものとする」と定められていることを踏まえ、電磁的船荷証券記録の支配を移転することができることをその性質として定めたものである。

なお、「譲渡」が禁止される船荷証券に対応する電磁的船荷証券記録であっても、荷受人が荷送人から電磁的船荷証券記録の移転を受ける場面や電磁的船荷証券記録と引換えに運送品の引渡しを受ける場面においては、電磁的船荷証券記録の支配の移転を観念することができるし、紙の船荷証券における占有の移転に相当する概念として電磁的船荷証券記録の支配の移転すら観念することができないようなものに紙の船荷証券と同等の効力を与える必要性は乏しいとも考えられることから、これを電磁的船荷証券記録の技術的要件の一つとして一律に定めることとしている。

エ 第4号について

第4号に定める性質は、MLETR 第10条第1項(b)(iii)において「その電子的記録の完全性(Integrity)を保つこと」が定められ、第2項において「完全性を評価する基準は、その電子的移転可能記録が創出されたときから全ての効果又は有効性を有さなくなるまでの間に生じた全ての認められた変更を含むその電子的移転可能記録に含まれる情報が、通信、保存及び表示の通常の過程において生ずる全ての変更を除いて、全てそろったままかつ不变のままであるかどうかによるものとする」と定められていることを踏まえたものである。

オ 排他性について

MLETR 第11条第1項(a)は、「ある者によるその電子的移転可能記録への排他的な支配が確立されていること」を定めており、電磁的船荷証券記録の支配が排他的であることが求められている。本資料においては、電磁的船荷証券記録が備えるべき基本的な性質として「排他のであること」を特に明示していないが、電磁的船荷証券記録については、電磁的船荷証券記録に関する権利を有することを証する記録として特定されたものであること（第1号）、電磁的船荷証券記録の支配を有する者を特定することができるものであること（第2号）が求められている上、電磁的船荷証券記録の支配の移転については、電磁的船荷証券記録の支配を他の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電磁的船荷証券記録の支配が移転した時点で、当該電磁的船荷証券記録の支配を移転した者が当該電磁的船荷証券記録の支配を失うものと定義されるのであるから（前記第1の3(4)）、これらの規律を併せ読みれば、電磁的船荷証券記録の支配に排他性があることは明らかであり、電磁的船荷証券記録の基本的な性質として特に規律を設ける必要はないと考えられるが、この点について、どのように考えるか。

カ 信頼性について

MLETR 及び Law Commission 草案においては、おおむね以下のとおり、一般的な信頼性 (Reliability) の要件についても明文の規定が設けられている。

MLETR 第 12 条

第9条、第10条、第11条、第13条、第16条、第17条及び第18条のために、そこで言及されている手法は：

- (a) 以下を含む全ての関連する状況に照らして、その手法が用いられている目的である機能を果たすために適當な信頼性がなければならない。
 - i. 信頼性の評価に関する全ての業務規程
 - ii. データの完全性の保障
 - iii. システムへの無権限のアクセス及び利用を防ぐ能力
 - iv. ハードウェア及びソフトウェアのセキュリティ
 - v. 独立組織体による監査の定期性及び範囲
 - vi. その手法の信頼性に関する監督機関、認定機関又は自主的スキームによる宣言の存在
 - vii. 全ての適用される業界の標準
- (b) または、その機能を果たしたことが、それ自身により、又は、さらなる証拠と合わせて事実上証明されたものでなければならない。

Law Commission 草案第 2 条第 4 項

第1項の規定の目的のため、あるシステムが信頼に足るものであるかどうかを決定する場合には、以下に掲げる事項を考慮することができる。

- (a) その運用に適用されるシステムの規則
- (b) 当該システムが有する情報の完全性を確保するための方法
- (c) 当該システムへの無権限の利用又は接続を防止するための方法
- (d) 当該システムにより用いられるハードウェア及びソフトウェアの安全性
- (e) 独立機関による当該システムに対する監査の範囲及び定期性
- (f) 監督又は規制機能を有する組織によってなされる当該システムの信頼性に対する評価
- (g) 当該システムに関連して適用される任意の枠組み又は業界基準に関する規定

このことからすれば、我が国においても、同様に一般的な信頼性の基準についての明文規定を設けることも考えられるものの、その効果などを踏まえると、この一般的な信頼性の基準については必ずしも明文の規律を設ける必要性はないように考えられる。すなわち、電磁的船荷証券記録に対する一定の信頼性が求められることは当然の前提ではあるものの、これを独立した電磁的船荷証券記録の有効要件とすると、その取引においては特に問題がなかったにもかかわらず、システム上の些細な問題点を巡って

後に争いが生じるおそれがある。信頼性に欠けるシステムを使用したことにより、電磁的船荷証券記録の支配を移転することができないとか、それが二重に移転したような場合には、一般的な信頼性の要件を問題とするまでもなく、当該電磁的船荷証券記録はその要件を欠くこととなるのであるから、独立して一般的な信頼性の要件が電磁的船荷証券記録の有効要件として問題となるといった事態は想定し難いように思われる。

そうすると、一般的な信頼性の要件については、これを電磁的船荷証券記録の有効要件として規律する必要はないものと考えられるが、この点について、どのように考えるか。

なお、ここでは、電磁的船荷証券記録の有効要件として一般的な信頼性の要件を規律することの当否を検討しているものであるが、例えば、一般的な信頼性の要件を訓示規定として定めることなどは、別途検討する余地がある（注）。

（注）例えば、「電磁的船荷証券記録を発行する者、電磁的船荷証券記録に記録する者、電磁的船荷証券記録の支配を移転する者その他電磁的船荷証券記録に関する行為をする者は、法務省令で定める事項を考慮し、信頼性のある手法を用いるように努めなければならない。」と規定し、法務省令でMLETR 第12条(a)のiからviiまでの事項を定めることなどが考えられる。

（3）省令に委任する技術的要件について

省令においては、技術的要件の詳細として、「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの」であることを定めることを想定している。これは、商法第539条第1項第2号の委任を受けて電磁的記録の要件を定める商法施行規則第9条第1項に倣ったものであり、一般的に、「その他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの」としては、磁気テープ、磁気ドラムのような磁気的方法により情報を記録するための媒体、CD-ROM、DVD-ROMなどのような光学的方式により除法を記録する媒体、その他電子的方法により情報を記録するための媒体などを広く含むと解されている。

（4）国の認証を受けた機関による関与の要否について

ア　電磁的船荷証券記録については、例えば、主務大臣の認証を受けた機関のみが電磁的船荷証券記録を発行することができるものとするということも考えられるところではある。

しかしながら、電磁的船荷証券記録は、紙の船荷証券と同様に、国際的に利用されるものであることが想定されるところ、国の認証を受けた機関による関与を必要なものとしてしまうと、かえって利用がされなくなるおそれがある。

イ　また、主務大臣の認証を受けた機関が作成した電磁的船荷証券記録については、技術的要件が満たされているものと推定する旨の規律を設けるこ

とも考えられるところではある。すなわち、主務大臣の認証を受けた機関でなくても電磁的船荷証券記録を発行することができるが、主務大臣の認証を受けた機関が発行した電磁的船荷証券記録については技術的要件が満たされているものと推定することにより、主務大臣の認証を受けた機関が発行する電磁的船荷証券記録に一定の効果を付与するという考え方である。

しかしながら、後記(5)のように、そもそも、技術的要件の具備を巡って争われるといった事態は必ずしも多くはないものと考えられるし、電磁的船荷証券記録が不正に複製されるなどして現に電磁的船荷証券記録の支配を有するかのような外観を有する者が複数現れるといった事態が生じた場合には、推定の有無にかかわらず、技術的要件が満たされていないと評価される可能性が高いようにも考えられる（このような事態が生じているにもかかわらず、主務大臣の認証を受けた機関が発行した電磁的船荷証券記録であることを理由に技術的要件の具備が推定されると解すことの方がかえって問題であるとも考え得る。）。

さらに、主務大臣の認証を受ける機関としては我が国の企業が想定されるところではあるが、外国からは、外国のシステムを利用した場合には必要以上の規制があるものと判断される可能性もあるし、外国のシステムが当該外国の認証を受けている場合をどのように考えるのかといった解釈上の問題点も生じ得ることとなる。また、規約型の電子式船荷証券は、国際P&Iグループ（以下「I G」という。）の認証を受けた上で広く利用されているという現状を踏まえると、日本の主務大臣の認証を受けた機関が発行する電磁的船荷証券記録が、広く利用されている規約型の電子式船荷証券よりも高い信用性を有するかのように扱われることとなり、国際的な調和のとれた制度とはいひ難いとの評価を受ける可能性がある。

電磁的船荷証券記録の主な利用者は、国際海上運送に精通した者であることが想定されるため、技術的要件の具備も含めて利用者の判断に委ねることとしても大きな問題はないものと考えられ、公的な機関の関与は少ない方が望ましいものと考えられる。

ウ 以上に鑑みると、発行の主体及び技術的要件の推定効のいずれの関係においても、国の認証を受けた機関による関与を必要的なものとしないことが相当であると考えられるが、この点について、どのように考えるか。

(5) 技術的要件の有無が問題となる場合について

電磁的船荷証券記録は、運送人が発行するものであるため、電磁的船荷証券記録の支配を有する者が運送人に対して権利行使をする際に、運送人において技術的要件の有無を争うといった事態は想定し難いように思われる（運送人が現に電磁的船荷証券記録の支配を有する者についての情報を把握することができるようなシステムであれば、なおさらである。）。

もっとも、電磁的船荷証券記録が事後的に不正に複製されるなどして現に電磁的船荷証券記録の支配を有するかのような外観を有する者が複数現れる

といった事態が生じる可能性は否定することができない。

このような場合については、電磁的船荷証券記録が事後的に技術的要件を欠くものとして無効となるのではなく、当初から技術的要件を欠くものとして無効であったということになるものと考えられるところであり、そのように考える場合には、電磁的船荷証券記録も船荷証券も発行されなかつたものとして法律関係が整理されることになるものと考えられる（運送品の引渡しに係る債権の帰属が問題となることが想定されるが、それに限らず、運送人に民法第478条の規定の適用があるか否か、又はシステムを提供した者に対する損害賠償請求が認められるか否かなども問題になるものと思われる。この点については後記第7でも補足的な整理を行っている。）。

(6) その他の検討事項について

ア MLETR やロッテルダム・ルールズでは、電磁的方法によって「作成、送信、受信又は保存される情報」を電磁的記録と定義付けており、作成だけでなく、送信、受信及び保存の局面にも言及されているが、本文の定義によつても電磁的方法による保存ができるることは明らかであると考えられることから、本文のように商法第539条第1項第2号に倣つた表現とすることにしている。

イ ロッテルダム・ルールズでは「通信された情報が後に参照して使用するためにアクセス可能なものをいう。」とされているが、紙の船荷証券の場合には譲渡後（占有移転後）にその内容を参照することができないことなども踏まえ、これを電磁的船荷証券記録の要件とする必要はないものとして整理している。また、電磁的船荷証券記録の技術的要件の1つに「適法に改変されたものを除き、記録された情報を保存することができるもの」が含まれていることに鑑みれば、それとは別にロッテルダム・ルールズの上記のよう規定を設ける必要性も乏しいと考えられる。

なお、電磁的船荷証券記録の支配を伴わずにその内容の写しを保存しておくことは、特段の規律を設けなくても、禁止されないものと考えられる。

ウ MLETR では、「同時に創出されたか否かに関わらず、その記録の一部を構成するように論理的に関連付けられ又は結合された全ての情報を含む」とされ、一つの電磁的記録を構成する範囲に関する規定が置かれている。

もっとも、一つの電磁的記録を構成する範囲は、利用されるシステムによるところが大きいものと考えられるため、船荷証券記載事項を含んでいる必要があるものとするほかに一つの電磁的記録を構成する範囲に関する規定を置く必要はないものとして整理している。

エ ロッテルダム・ルールズ第9条第2項では、「契約明細に規定され、容易に確認できなければならない」とされ、これらの要件の確認についての規定が設けられているが、この点についても、電磁的船荷証券記録の有効要件として規律する必要はないものとして整理している。

2 電磁的船荷証券記録の発行の技術的要件について

- (1) 電磁的船荷証券記録の発行の技術的要件については、今後の技術発展や諸外国での立法の動向等を踏まえて柔軟に見直しをすることができるよう省令に委任することができることとしている。
- (2) その上で、省令においては、「電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること」と「電磁的船荷証券記録を発行する者が電子署名をするものであること」を技術的要件として求めることを想定している。
- (3) 「電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること」については、商法第571条第2項が定める「電磁的方法」に倣っている。

なお、この点について、商法第571条第2項は、「電磁的方法」として「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものをいう」と規定し、その委任を受けた商法施行規則第13条においては、以下のとおり、「電磁的方法」についてさらに詳細な要件を設けている。

商法施行規則第13条（電磁的方法）

- 1 商法第571条第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。
 - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを受け付ける方法
 - 三 送信者が使用するファクシミリ装置と受信者が使用するファクシミリ装置とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法
- 2 前項第1号又は第2号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

電磁的船荷証券記録の発行の際の技術的要件について、単に「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」とするだけではなく、商法施行規則第13条に倣ってより詳細な方法を規律することも考えられるものの、電磁的船荷証券記録に関するシステムとして具体的にどのような技術や仕組みが採用されるかは明らかではなく、技術的中立性の観点からも必要以上に要件を厳しくすることは、国際的な調和がとれなくなる可能性があることも否定できない。

また、電磁的船荷証券記録については、既にそのものに技術的要件が課されており（前記1参照）、当該技術的要件によって一定の信頼性や取引の安全性等は既に担保されている面もあると考えられ、「発行」の場面で、それ以上に細かな方式についての規定を置く必要性も高くないと考えられる。

以上を踏まえると、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」の具体的な内容まではことさら規定する必要もないようと考えられるが、この点について、どのように考えるか。

- (4) 紙の船荷証券の発行においては、運送人又は船長の署名又は記名押印が求められているため（商法第758条第1項柱書）、電磁的船荷証券記録の発行の場面においても、その技術的要件の1つとして、「電子署名」を求めるとしている。

「電子署名」の定義は、電子署名及び認証業務に関する法律第2条の規定に倣っている。この定義は、電子署名及び認証業務に関する法律の制定時に、技術的中立性の要請を受けて、その方式や方法等に着目せずに、その機能等に着目する形で規定されたものであり、メッセージを秘密鍵で暗号化することなどの方式が主流であるように思われるものの、それ以外の方式についても上記の効果に着目した要件を満たす限りは否定されるものではない。

3 電磁的船荷証券記録の支配の移転の技術的要件について

- (1) 電磁的船荷証券記録の支配の移転の技術的要件については、今後の技術発展や諸外国での立法の動向等を踏まえて柔軟に見直しをすることができるよう省令に委任することとしている。
- (2) その上で、省令においては、「電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること」をその要件としている。「電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること」についてより具体的な規定を設けない理由については、前記2の発行の技術的要件と同様である。
- (3) なお、電磁的船荷証券記録の支配の移転は、紙の船荷証券の占有の移転に相当する事実概念であるため、紙の船荷証券の占有の移転に「署名」が求められないことと同様に、電磁的船荷証券記録の支配の移転についても「電子署名」は技術的要件とはしていない。

4 追加記録の技術的要件について

前記第1の2のとおり、商法第758条第1項各号に規定する事項以外の事項についての記録や発行後に新たに記録を追加することについて、総則的にその要件や効果を定める旨の規定を設けることはせずに、法が予定している追加記録についてのみ個別の規定を設けることとする場合には、当該追加記録の技術的要件についても個別に検討する必要がある。

現時点で想定されている追加記録としては、①受取船荷証券に相当する電磁的船荷証券記録の発行後に当該電磁的船荷証券記録に船積みがあった旨を追加記録する場合（前記第1の2(5)）のほか、②電磁的船荷証券記録の権利譲渡の場面の

規律（参考資料2－1の論点⑤）として電磁的船荷証券記録に裏書に相当する行為を定める場合などが考えられる。

②については、裏書に相当する行為の内容をどのように定めるかにもよるが、基本的には、今後の技術発展や諸外国での立法の動向等を踏まえて柔軟に見直しをすることができるようその技術的要件については省令に委任することとしたうえで、省令で定める具体的な要件としては、「電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること」と「電磁的船荷証券記録を発行する者が電子署名をするものであること」を求めることが考えられる。

第3 電磁的船荷証券記録と船荷証券の転換

1 転換に関する規定の要否

電磁的船荷証券記録の法制化に際しては、紙の船荷証券から電磁的船荷証券記録への転換に係る規律と電磁的船荷証券記録から紙の船荷証券への転換に係る規律をそれぞれ設けることが相当と考えるがどうか。

2 船荷証券から電磁的船荷証券記録への転換について

紙の船荷証券から電磁的船荷証券記録への転換については以下のようないくつかの規律を設けることが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

船荷証券が交付された場合には、当該船荷証券を交付した運送人又は船長は、当該船荷証券の所持人（当該船荷証券上の権利を適法に有する者に限る。）の承諾を得て、当該船荷証券（数通の船荷証券が交付された場合にあっては、その全部）と引換えに、電磁的船荷証券記録を発行することができる。この場合において、当該電磁的船荷証券記録には、商法第758条第1項各号に掲げる事項について当該船荷証券の記載と同一の内容及び当該船荷証券に代えて発行されたものであることが記録されなければならない。

3 電磁的船荷証券記録から船荷証券への転換について

電磁的船荷証券記録から紙の船荷証券への転換の場面については、電磁的船荷証券記録の支配を有する者に対して、運送人に対する転換請求権を認めるかどうかについて、これを否定する考え方（X案）と肯定する考え方（Y案）があり得るが、この点について、どのように考えるか。

【X案】

電磁的船荷証券記録が発行された場合には、当該電磁的船荷証券記録を発行した運送人又は船長は、当該電磁的船荷証券記録を支配する者（当該電磁的船荷証券記録に関する権利を適法に有する者に限る。）の承諾を得て、当該電磁的船荷証券記録と引換えに、船荷証券の一通又は数通を交付することができる。この場合において、当該船荷証券には、商法第758条第1項各号に掲げる事項について当該電磁的船荷証券記録の記録と同一の内容及び当該電磁的船荷証券記録に代えて交付されたものであることが記載されなければならない。

【Y案】

電磁的船荷証券記録の支配を有する者（当該電磁的船荷証券記録に関する権利を適法に有する者に限る。）は、当該電磁的船荷証券記録を発行した運送人又は船長に対し、当該電磁的船荷証券記録と引換えに船荷証券の一通又は数通を交付することを請求することができる。この場合において、当該船荷証券には、商法第758条第1項各号に掲げる事項に関して当該電磁的船荷証券記録の記録と同一の内容及び当該電磁的船荷証券記録に代えて交付されたものであることが記載されなければならない。

(補足説明)

1 転換に関する規定の要否

MLETR 及びLaw Commission 草案においては、それぞれ以下のような転換に関する規定が設けられている。

MLETR 第17条 移転可能な証書又は文書の電子的移転可能記録への置き換え

1. 媒体の変更のために信頼できる手法が用いられていれば、移転可能な証書又は文書を電子的移転可能記録によって置き換えることができる。
2. 媒体の変更が効力を生ずるためには、媒体の変更を示す文言が電子的移転可能記録の中に挿入されなければならない。
3. 第1項及び第2項に従って電子的移転可能記録が発行されたとき、その移転可能な証書又は文書は効力を失い、かつ、いかなる効果又は有効性も有さなくなる。
4. 第1項及び第2項に従った媒体の変更は当事者の権利及び義務に影響を与えない。

MLETR 第18条 電子的移転可能記録の移転可能な証書又は文書への置き換え

1. 媒体の変更のために信頼できる手法が用いられていれば、電子的移転可能記録を移転可能な証書又は文書によって置き換えることができる。
2. 媒体の変更が効力を生ずるためには、媒体の変更を示す文言が移転可能な証書又は文書の中に挿入されなければならない。
3. 第1項及び第2項に従って移転可能な証書又は文書が発行されたとき、その電子的移転可能記録は効力を失い、かつ、いかなる効果又は有効性も有さなくなる。
4. 第1項及び第2項に従った媒体の変更は当事者の権利及び義務に影響を与えない。

Law Commission 草案第4条 転換

- (1) 以下に掲げる場合に限り、紙の取引文書は電子取引文書に転換でき、かつ、電子取引文書も紙の取引文書に転換し得る。
 - (a) 当該文書が転換された旨がその新しい方式〔電子又は紙〕の文書に記載され、かつ
 - (b) 当該文書の転換に関連する契約又は他の要件が満たされていること
- (2) 第1項の規定にしたがい文書が転換される場合、
 - (a) 古い様式による文書は効力を失い、かつ
 - (b) 当該文書に関連する全ての権利及び義務が新しい方式の文書に関連して効力を有し続ける。

このように、紙の船荷証券と電磁的船荷証券記録の間の転換に関する規定を設けることが1つの国際動向と考えられることに加えて、現実にも紙の船荷証券と電磁的船荷証券記録との間で媒体の変換を行う必要が生じる可能性はあるため、転換に関する規律を設けることが相当であると考えられる。

2 船荷証券から電磁的船荷証券記録への転換について

(1) 転換義務の要否について

船荷証券から電磁的船荷証券記録への転換については、電磁的船荷証券記録の発行時と同様に、その転換に応じる義務を課すか否かが問題となり得るが、電磁的船荷証券記録の発行時においても運送人又は船長にその発行義務は負わせないことを前提とすると（前記第1の1(1)参照）、転換の場面においても同様に考えることが相当であると考えられる。

そこで、紙の船荷証券を交付した者が当該船荷証券の所持人の承諾を得て電磁的船荷証券記録を発行することができるということにより、紙の船荷証券を交付した者に電磁的船荷証券記録への転換義務までは認めないこととし、また、紙の船荷証券の所持人の意図に反して電磁的船荷証券記録への転換がされることもないこととしている。

(2) 転換に当たっての承諾主体となる船荷証券の所持人について

船荷証券の所持人であっても、無権利者に転換を認めるることは相当ではないため、転換に当たっての承諾主体となる船荷証券の所持人について、「当該船荷証券上の権利を適法に有する者に限る。」との括弧書を加えることとしている。

(3) 転換に当たっての承諾の方式について

船荷証券から電磁的船荷証券記録への転換の場面でも、電磁的船荷証券記録の発行時と同様に、紙の船荷証券の所持人の承諾に特定の方式を求めるか否かが問題となり得るが、電磁的船荷証券記録の発行時においても荷送人又は傭船者の承諾に法律上特段の方式を要求することはしないとすることを前提とする場合には（前記第1の1(2)参照）、この場面での紙の船荷証券の所持人の承諾の方法についても、特定の方式を要求すべきではないと考えられる。

(4) 転換元の媒体の取扱いについて

紙の船荷証券から電磁的船荷証券記録への転換がされた後に、転換元の紙の船荷証券が流通することは、取引の安全を害することとなるため、紙の船荷証券から電磁的船荷証券記録への転換を行う場合には、紙の船荷証券（数通の船荷証券が交付された場合にあっては、その全部）と引換えとすることとしている。

なお、前記1のとおり、MLETRやLaw Commission草案では、転換が行われた場合には、その効果として転換元の媒体が効力を失うことが明記されており、これと同様の規定を設けることも考えられる。もっとも、現行の商法において、受取船荷証券に代えて船積船荷証券を発行する場合に当該受取船荷証券が無効となる旨の明文規定はなく、当該受取船荷証券が当然に無効になるも

のと解されていることなどに鑑みると、あえて転換の場合に限って、転換元の媒体が効力を失うことを明文として規定しなくても、解釈上、転換元の紙の船荷証券は当然に無効になるものと解されると考えられ、そうであれば、あえて、これを規定する必要はないと考えられる。

(5) 転換後の電磁的船荷証券記録の記録事項について

新たに発行される電磁的船荷証券記録は、転換元の紙の船荷証券を実質的に引き継ぐものであることから、そのことを明確にするため、新たに発行される電磁的船荷証券記録には、①商法第758条第1項各号に掲げる事項に関するして転換元の紙の船荷証券の記載と同一の内容、②転換元の紙の船荷証券に代えて発行されたものであることが記録されなければならないこととしている。「同一の内容」については、一言一句同じでなくとも、実質的に同一であるということができれば足りるものと解されることを想定している。

なお、転換元の船荷証券が指図証券である場合における裏書については、各裏書人の法律行為であることから、当該船荷証券を交付した者に再現させることが相当であるともいい難いため、裏書として記載された事項の記録までは求めないものとして整理している。

また、紙の船荷証券から電磁的船荷証券記録への転換及び電磁的船荷証券記録から紙の船荷証券への転換のいずれについても、転換後の媒体に転換の事実（紙の船荷証券から電磁的船荷証券記録への転換については「転換元の紙の船荷証券に代えて発行されたものであること」、電磁的船荷証券記録から紙の船荷証券への転換については「転換元の電磁的船荷証券記録に代えて交付されたもの」）の記載を求めるについては、必要性に乏しく、かえって転換の効力を否定することに繋がるのではないかといった指摘もあり得るところではあるものの、このような転換文言がないことによって、転換後に船荷証券又は電磁的船荷証券記録を譲り受けようとする者が権利移転の連續性を確認しにくくなるという点があることも否定できず、また、前記1のとおり、MLETR及びLaw Commission草案でも同様の規定が置かれているため、これを転換後の媒体の記載事項又は記録事項に含めることにしている。

(6) 権利推定の連續性に関する規定について

前記(5)のとおり、転換元の船荷証券が指図証券である場合における裏書については、転換後の電磁的船荷証券記録への記録を求めないと整理している。

そして、追って検討する「民法の有価証券に係る類型との関係で、電磁的船荷証券記録の類型をどのように考えるか（参考資料2-1の論点④）」及び「電磁的船荷証券記録に関する権利を譲渡する場面の規律の内容（参考資料2-1の論点⑤）」の論点との関係で、指図証券型に当たる電磁的船荷証券記録を法定して、裏書に相当する行為についての規律も設けることとし、かつ、電磁的船荷証券記録について民法第520条の4に相当する規定の適用を認めることとした場合には、権利推定の連續性についての取扱いを定める規定

を別途設けることが必要になると考えられる。

3 電磁的船荷証券記録から船荷証券への転換について

(1) 転換請求権の有無について

電磁的船荷証券記録から紙の船荷証券への転換の場面については、電磁的船荷証券記録の支配を有する者に対して、運送人に対する転換請求権を認めるとどうかについて考え方方が分かれる。このような転換請求権までは認めず、原則として、電磁的船荷証券記録の支配を有する者と運送人の双方の合意がある場合に、紙の船荷証券への転換を行うことができるとする考え方としてX案を、電磁的船荷証券記録の支配を有する者に対して、運送人に対する転換請求権を認める考え方としてY案を提示している。

この点、Y案を支持するものとして、国際海上運送の実務において紙の船荷証券が求められる可能性があることは否定することができず、そのような場合に電磁的船荷証券記録の支配を有する者に紙の船荷証券への転換請求権が認められないということとなれば、かえって電磁的船荷証券記録の利用が妨げられることとなるため、電磁的船荷証券記録の利用を促進するのであれば、紙の船荷証券記録への転換請求権が認めるべきであるという理由付けが考えられる。

これに対し、X案を支持するものとしては、①デジタルファーストの志向からすると紙の船荷証券への転換請求権は認めるべきではない、②荷送人の意向に沿って電磁的船荷証券記録が発行されたにもかかわらず、荷送人側の都合によって一方的に紙の船荷証券への転換請求権が認められるというのは、運送人にとって酷である場面も想定されるのではないか、③当初の想定とは異なり、紙の船荷証券が求められるような事態となった場合において、運送人が紙の船荷証券への転換を不合理に拒むという可能性は低く、仮に、やむを得ない事情があるにもかかわらず、運送人が不合理に紙の船荷証券への転換を拒むのであれば、商慣習や信義則等により、運送人に債務不履行責任や不法行為責任が認められることもあり得るところであり、転換請求権を認めるまでの必要性に乏しいのではないか、④ロッテルダム・ルールズとの平仄の点でも、転換請求権までは認めずにあくまで当事者の合意によって転換を認めることが相当ではないか、⑤紙の船荷証券への転換については、システムの利用規約の中で別途規律が設けられ、規約に沿った運用が行われる可能性が高いのではないかといった理由付けが考えられる。

なお、この点について、MLETRは、具体的な媒体の変更の手続や、媒体の変更に当事者の同意が必要かどうかといった要件については各国の実体法に委ねるという態度をとっており（参考資料1－1の別添資料5参照）、イギリスのLaw Commissionも、草案策定過程でこの論点についての検討を行っているものの、最終的には草案の中では、その点については明確にしておらず、方式の転換を有効に行うための要件を明確にすることが目的であると述べているに留まっている。

この論点について、X案をとるかY案をとるかについては、後記第5のとおり、強制執行の場面の規律の在り方にも影響を与える。

(2) 転換に当たっての承諾主体となる電磁的船荷証券記録の支配を有する者について

紙の船荷証券から電磁的船荷証券記録への転換と同様に、電磁的船荷証券記録から紙の船荷証券への転換時においても、転換時の電磁的船荷証券記録の支配を有する者はその権利を適法に有する者である必要があるため、転換に当たっての承諾主体となる電磁的船荷証券記録の支配を有する者について「当該電磁的船荷証券記録に関する権利を適法に有する者に限る。」との括弧書きを加えることとしている。

(3) 転換に当たっての承諾の方式について

電磁的船荷証券記録から紙の船荷証券への転換の場面でも、電磁的船荷証券記録の支配を有する者の承諾に特定の方式を求めるか否かが問題となり得るが、前記2(3)の紙の船荷証券から電磁的船荷証券記録への転換と同様に、特定の方式を要求することはしないことが相当と考えられる。

(4) 転換元の媒体の取扱いについて

電磁的船荷証券記録から紙の船荷証券への転換がされた後に転換元の電磁的船荷証券記録が使用されること、取引の安全を害することとなるため、電磁的船荷証券記録から紙の船荷証券への転換をする場合には、当該電磁的船荷証券記録が使用されない状況を担保することが望ましい。そこで、前記2(4)のように、紙の船荷証券から電磁的船荷証券記録への転換を行う場合に紙の船荷証券（数通の船荷証券が交付された場合にあっては、その全部）と引換えにすることを求ることにすることを前提に、その平仄の観点から、電磁的船荷証券記録と引換えに転換を行うものとしている。なお、「引換え」の意義については、電磁的船荷証券記録の支配の移転との引換えとすることが考えるが、引換えの対象を電磁的船荷証券記録の支配の移転に限定するのではなく、電磁的船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電磁的船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置との引換えとすることも考えられる（前記第1の1補足説明(3)ウ参照）。

(5) 転換後の船荷証券の記載事項について

新たに交付される紙の船荷証券は、転換元の電磁的船荷証券記録を実質的に引き継ぐものであることから、そのことを明確にするため、新たに交付される紙の船荷証券には、①商法第758条第1項各号に掲げる事項に関して転換元の電磁的船荷証券記録の記録と同一の内容、②転換元の電磁的船荷証券記録に代えて交付されたものであることが記録されなければならないこととしている。「同一の内容」については、一言一句同じでなくても、実質的に同一であるということができれば足りるものと解されることを想定している。

また、「②転換元の電磁的船荷証券記録に代えて交付されたものであること」を求めている点については、前記2(5)のとおりである。

なお、追って検討する「民法の有価証券に係る類型との関係で、電磁的船荷証券記録の類型をどのように考えるか（参考資料2－1の論点④）」及び「電磁的船荷証券記録に関する権利を譲渡する場面の規律の内容（参考資料2－1の論点⑤）」の論点との関係で、指図証券型に当たる電磁的船荷証券記録を法定し、かつ、裏書に相当する行為についての規律も設けるという帰結になった場合においては、転換元の電磁的船荷証券記録が指図証券型に該当する場合における裏書に相当する記録について、転換後の紙の船荷証券に何らかの方法で記載するか否かが論点となり得るが、前記2(5)と同様に、裏書に相当する行為は支配の移転を行う者の法律行為であり、それを電磁的船荷証券記録を発行した者に再現させることが相当であるともいい難いため、いずれにせよ、裏書に相当する行為として記録された事項の記載までは求めないものとして整理することが考えられる。

(6) 権利推定の連續性に関する規定について

前記(5)のとおり、転換元の電磁的船荷証券記録が指図証券型に該当し、裏書に相当する記録があっても転換後の紙の船荷証券にその内容を記載することは求めないこととする場合には、「民法の有価証券に係る類型との関係で、電磁的船荷証券記録の類型をどのように考えるか（参考資料2－1の論点④）」及び「電磁的船荷証券記録に関する権利を譲渡する場面の規律の内容（参考資料2－1の論点⑤）」の論点の帰結にかかるわらず、転換後の紙の船荷証券の所持人が裏書の連續を証明することができなくなるため、民法第520条の4の規定による保護を受けられなくなる可能性がある。

そこで、民法第520条の4の規定の適用に関しては、転換によって船荷証券の交付を受けた者について、転換後の裏書の連續によりその権利を有したことが証明されたものとみなすこととすることが考えられる。

第4 電子化された船荷証券の名称

これまで「電磁的船荷証券記録」と仮称してきた電子化された船荷証券の法律上の名称をどのようなものとするか。例えば、「電磁的船荷証券記録」、「電子船荷証券記録」などが考えられるが、どのように考えるか。

(補足説明)

電子化された船荷証券を「船荷証券」そのものではないとする場合には（部会資料2の第4参照）、電子化された船荷証券を独自の法概念として観念することとなり、この概念に法律上の名称を付すことが求められることになる。

この点、前記第2のとおり、電子化された船荷証券はその技術的要件として、「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録」であることを求めることが想定されているところ、我が国の法制においては、一般的にこのような記録を「電磁的記録」と称している（商法第539条第1項第2号、会社法第26条第2項等）。すなわち、「電磁的」という用語は一般的に「電子的方式」と「磁気的方式」を包括するものとして使用さ

れている。

また、本改正で創設しようとするものが、「船荷証券」と機能的同等性を持つ電磁的記録であることに鑑みれば、分かりやすさという観点からその名称の中には、「船荷証券」又はそれに準じるような用語を含めることが相当とも考えられる。

他方、例外はあるものの、我が国の法制においては、一般的に、「証券」という用語は動産としての紙面の存在を前提として用いられることが少なくなく、名称の末尾が「証券」で終わることになると、紙面の存在が前提となっているかのような誤解を生じさせるおそれも否定できない。

そこで、上記の点を踏まえると、電子化された船荷証券の法律上の名称としては、「電磁的船荷証券記録」という名称が考えられる。

一方で、電子化された船荷証券については、国際海上運送に用いられるものであり、我が国の法律に基づく電子化された船荷証券が国際的に受け入れられることが極めて肝要であると考えられ、法律上の名称についても国際的な調和を斟酌することが望ましいといえる。

そして、「電磁的」という用語を英語に翻訳すると、一般的には、“electronic or magnetic”という表記が用いられる可能性が高いところ（注1）、海外法制の動向を見ると、MLETR やシンガポール法では “electro transferable record”、イギリスの Law Commission 草案では “electronic trade document” といった用語が用いられており、いずれも “magnetic” という単語は用いられていない。MLETR、シンガポール法、Law Commission 草案がその記録の方法として磁気的方式が取られることを禁止している又は想定していないのか否かは定かではないものの、このような国際動向を踏まえれば、我が国における電子化された船荷証券の名称としても、無用な誤解を避ける趣旨で、「電子船荷証券記録」といった用語を選択することも考えられる。

なお、実際に電子化された船荷証券の作成方法として、磁気的方式が用いられることがあるかは定かではないものの、観念的にその存在を認めるのであれば、「電磁的」という用語を用いることの方が正確性は勝るようにも思われるものの、我が国の法制においても、磁気的方式を認めつつ、法概念の名称として「電子・・・」という文言を用いている例は少なからず存在するため（注2）、「電子船荷証券記録」という名称とすることも禁じられるものではないと考えられる。

（注1）「電磁的」という和文を英語に直訳する場合には “electromagnetic” という訳も考えられるものの、「電子的方式」と「磁気的方式」をいずれも包含する概念として「電磁的」という用語を用いる場合には、“electronic or magnetic” という表記の方が適切であると思われ、一般的にもそのような翻訳が用いられることが多いと考えられる。

（注2）例えば、電子署名及び認証業務に関する法律では、「電子署名」という法概念の定義として、「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。（略）」として（同法第2条第1項）、磁気的方式による記

録を認めつつ、「電磁的署名」ではなく「電子署名」という名称を用いている。また、電子記録債権法においても同様に、「電子記録債権」について、「その発生又は譲渡についてこの法律の規定による電子記録（略）を要件とする金銭債権をいう」と定義しつつ、電子記録債権を構成する「債権記録」について、「発生記録により発生する電子記録債権、（略）電子債権記録機関の変更をする電子記録債権ごとに作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう」として、磁気的方式による記録を認めつつ、「電磁的記録債権」ではなく「電子記録債権」という名称を用いている。

第5 電磁的船荷証券記録の支配を有する者に対する強制執行に関する規律の内容

【甲案】

- 1 運送品の引渡しに係る債権に関する強制執行、滞納処分その他の処分の制限がされたときは、電磁的船荷証券記録は、その効力を失うものとする。
- 2 運送人及び電磁的船荷証券記録の支配を有する者は、運送品の引渡しに係る債権に関する強制執行、滞納処分その他の処分の制限がされた場合において、その旨を知ったときは、遅滞なく、その旨を電磁的船荷証券記録（これに付随する電磁的記録を含む。）に記録しなければならない。ただし、運送人及び電磁的船荷証券記録の支配を有する者がその記録をすることができないときは、この限りでない。

【乙案】（前記第3の3においてY案を採用する場合に限る）

- 1 電磁的船荷証券記録が発行されている場合における運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行又は民事保全に関する民事執行法及び民事保全法の規定の適用については、動産執行の目的となる有価証券が発行されているものとみなすことにより、運送品の引渡しに係る債権は、強制執行等の対象にはならないものとする。
- 2 電磁的船荷証券記録の支配を有する者の債権者は、電磁的船荷証券記録の支配を有する者の運送人に対する船荷証券への転換請求権（当該電磁的船荷証券記録に受戻し済みである旨を記録して船荷証券の一通又は数通を交付することを請求すること）を代位行使することができるものとする。

【丙案】

何も規定しない。

（補足説明）

- 1 紙の船荷証券が交付されている場合の強制執行について
 - (1) 裏書禁止のない船荷証券が交付されている場合について
裏書禁止のない船荷証券は、民事執行法第122条第1項の「裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券」に該当するため、当該船荷証券そのものが動産として強制執行の対象となる。その場合には、運送品の引渡しに係る債権については、民事執行法第143条の「動産執行の目的となる有価証

券が発行されている債権」に該当することとなるため、債権執行の対象とはならないものと考えられる。

船荷証券が動産として強制執行の対象となる場合には、執行官が船荷証券を占有することにより行うこととされ（民事執行法第123条第1項）、その換価は売却（競り売り・入札・特別売却）によることとなる（民事執行法第134条）。執行官は、船荷証券を売却したときは、買受のために、債務者に代わって裏書などの行為をすることができる（民事執行法第138条）。

(2) 裏書禁止のある船荷証券に関する強制執行について

裏書禁止のある船荷証券は、民事執行法第122条第1項の「裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券」に該当しないこととなるため、当該船荷証券そのものが動産として強制執行の対象とはならないものと考えられる。その場合には、運送品の引渡しに係る債権については、民事執行法第143条の「動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権」には該当しないこととなるため、債権執行の対象となるものと考えられる。

運送品の引渡しに係る債権が債権執行の対象となる場合には、これを差し押さえる（民事執行法第143条）ことにより、執行手続が開始される。差押命令により、債務者に対しては債権の取立てその他の処分が禁止され、第三債務者に対しては債務者への弁済が禁止されることとなる（民事執行法第145条第1項）。最終的には、執行官に動産を引き渡すべきことを請求することや（民事執行法第163条第1項）、要件を満たす場合には当該債権の譲渡命令により換価することとなる。

なお、船荷証券は、差押えに係る債権についての証書に当たるものと考えられることから、差押債権者に対してこれを引き渡すこととなる（民事執行法第148条第1項）。その結果、船荷証券が持つ受戻証券性（商法第764条）は執行手続上の障害にはならないこととなる。

2 電磁的船荷証券記録に関する強制執行についての基本的な考え方について

(1) 電磁的船荷証券記録は、民法上の「物」、「有価証券」そのものではなく（部会資料2の第4参照）、民事執行法第122条第1項の「裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券」に該当しないこととなるため、電磁的船荷証券記録そのものが動産として強制執行の対象とはならないものと考えられる。

また、電磁的船荷証券記録が発行されている場合における運送品の引渡しに係る債権は、民事執行法第143条の「動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権」には該当しないこととなるため、特段の規律を設けない限り、債権執行の対象となるものと考えられる。もっとも、電磁的船荷証券記録は、民事執行法第148条第1項の「証書」には当たらないものと考えられるため、債務者に電磁的船荷証券記録の支配の移転義務はないこととなる（仮に、それを認めて実効性に乏しい。）。

その結果、運送人は、債務者への弁済を禁止されることになるため（民事執行法第145条第1項）、債務者が電磁的船荷証券記録の支配を有していて

もその債務者に運送品を引き渡すことができないこととなる一方で、運送品の引渡しを請求しようとする者は、電磁的船荷証券記録の支配の移転と引換えでなければ運送品の引渡しを請求することができないということとなり（商法第764条に相当する規定による。）、特段の規律を設けない限り、法律関係が不明確になるおそれがある。

- (2) そのため、電磁的船荷証券記録が発行された場合における電磁的船荷証券記録の支配を有する者に対する強制執行については、紙の船荷証券が発行されている場合とは異なる考慮が必要となる。

この点、電磁的船荷証券記録と同様に、実質的には有価証券の電子化を図ったものと解されることもある電子債権記録については、それ自体が独自の金銭債権であることが前提とされながらも、電子債権記録機関が管理する記録原簿で管理されているという電子記録債権の特性を踏まえて、電子債権記録機関という第三者を強制執行手続に組み込む形で民事執行法の特則が置かれている（電子記録債権法第49条、民事執行規則第150条の9以下等）。

しかしながら、電磁的船荷証券記録を法制化するに当たって、国の認証を受けた機関による関与を必要的なものとしない場合には（前記第2の補足説明1(4)参照）、電子記録債権における電子債権記録機関のようなある種の中央管理機関のような存在を前提として、強制執行手続の規律を設けることは難しいと言わざるを得ないと考えられる。

- (3) また、実際に我が国の法律に基づき、電磁的船荷証券記録が発行される場合には、その多くは既存のBoleroなどの規約型の電子式船荷証券のように、特定のシステムプロバイダーが提供するシステムが用いられることが予想され、そこでは一定の管理権限を持つ主体の存在が観念されることになる。

しかしながら、当該主体が電磁的船荷証券記録に対してどこまでの介入権限を持つかどうかは個々のシステムやその利用規約に依存するところが大きく、また、近年ではブロックチェーン技術を用いた分散台帳によってデータ管理・運用が行われることも多く（実際に既存の規約型の電子式船荷証券においてもブロックチェーン技術が用いられるることは珍しくないと思われる。）、その場合には、通常、システムプロバイダーが記録自体に持つ介入権限は極めて限定的であると考えられる。

これらを踏まえると、システムプロバイダーの存在を前提とした強制執行の仕組みを構築することは極めて困難であり、かつ、そのような法制は国際的な調和からも外れるものと考えられる。

3 甲案について

- (1) 甲案は、電磁的船荷証券記録が発行されている場合であっても、運送品の引渡しに係る債権が強制執行等の対象となることを前提に、そのような場合には、電磁的船荷証券記録の効力が失われるものとすることなどにより、電磁的船荷証券記録の支配を有する者よりも強制執行手続等を優先させるとともに、強制執行等がされた後に電磁的船荷証券記録が流通しないようにするた

め、差押命令等の送達を受けるなどしてその旨を知った運送人及び当該電磁的船荷証券記録の支配を有する者は、遅滞なく、その旨を電磁的船荷証券記録などに記録しなければならないものとするものである。

- (2) 前記2のとおり、電磁的船荷証券記録が発行されている場合における運送品の引渡しに係る債権は、民事執行法第143条の「動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権」には該当しないこととなるため、債権執行の対象となり、特段の規律を設けない限り、法律関係が不明確になるおそれがある。そこで、甲案においては、運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行等がされた場合には、電磁的船荷証券記録の効力が失われるものとすることなどにより、電磁的船荷証券記録の支配を有する者よりも強制執行手続等を優先させることとしている。
- (3) そして、効力を失った電磁的船荷証券記録が流通することによって取引の安全が害されることを可能な限り防ぐため、差押命令等の送達を受けるなどしてその旨を知った運送人及び当該電磁的船荷証券記録の支配を有する者は、遅滞なく、その旨を電磁的船荷証券記録に記録しなければならないものとしている。電磁的船荷証券記録の支配を有する者は、債務者であるため、その者による記録を期待することは困難であることから、事実上、運送人による追加記録を期待することとなる。

なお、システムが追加記録に対応していないといった運送人や電磁的船荷証券記録の支配を有する者の責めに帰すことのできない事由があるような場合には、運送人等の責任が問われないことを明らかにするため、「運送人及び電磁的船荷証券記録の支配を有する者がその記録をすることができないときは、この限りでない。」との規律を置くことが考えられる。

また、強制執行等によって電磁的船荷証券記録の効力が失われた旨を記録することを求めるることは、新たに電磁的船荷証券記録の支配の移転を受けようとする者にその旨を周知し、取引の安全性を図ることを目的とするものであるため、その記録の対象は厳密な電磁的船荷証券記録そのものではなく、それに付随するものに記録することでも足りることを想定している。

もっとも、そのように記録の対象の余地を広げた場合であっても、結局はシステムがそのような対応を認めているかによってその履行の可否が左右される点は否めない。このように、甲案については、取引の安全の担保が電磁的船荷証券記録の追加記録に関するシステムの設計に一定程度依存し得る点が難点ともいえる。しかしながら、運送品の引渡しに係る債権が強制執行等の対象となった場合において、新たに支配を取得しようとする者との関係で、その周知が制度的に十分に担保されていないのは、既存の規約型の電子式船荷証券においても同様のように思われ、その意味で、甲案をとった場合においても、既存の規約型の電子式船荷証券と比べて取引の安全をより害するということにはならず、むしろ、取引の安全を制度的に一定程度担保する面はあるように考えられる。

また、仮差押命令の申立ての取下げがされた場合など強制執行等の手続がその目的を達することなく途中で終了した場合には、電磁的船荷証券記録の効力が復活する旨の規律を設けることも考えられるものの、電磁的船荷証券記録については、紙の船荷証券とは異なり、比較的容易に再発行をすることができると考えられるため、そのような規律を設ける必要性は高くないと考えられる。

4 乙案について

- (1) 乙案は、電磁的船荷証券記録が発行されている場合には、電磁的船荷証券記録そのものは動産執行の対象とならないことを前提としつつ、運送品の引渡しに係る債権についても強制執行等の対象とはならないものとした上で、電磁的船荷証券記録の支配を有する者が運送人に対して有する紙の船荷証券への転換請求権について、電磁的船荷証券記録の支配を有する者の債権者が代位行使（民法第423条）することにより自己の債権を保全する手段を確保しようとするものである。前記第3の本文3のY案を採用する場合に限って認められるものである。
- (2) 前記2のとおり、電磁的船荷証券記録が発行されている場合における運送品の引渡しに係る債権は、民事執行法第143条の「動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権」には該当しないことから、何の手当もしない場合には運送品の引渡しに係る債権を差し押さえることは可能であると考えられるため、乙案においては、まず、電磁的船荷証券記録が発行された場合における運送品の引渡しに係る債権は、強制執行又は民事保全の執行の対象とはならないものとすることを想定している。

その上で、乙案では、電磁的船荷証券記録の支配を有する者に電磁的船荷証券記録から紙の船荷証券への転換請求権が認められることを前提に、電磁的船荷証券記録の支配を有する者の債権者が自己の債権を保全するためにこれを代位行使するなどの手段を確保しようとするものである。

- (3) ところで、電磁的船荷証券記録から紙の船荷証券への転換請求権は、当該電磁的船荷証券記録と引換えに行使するものであるところ、この措置は、当該電磁的船荷証券記録の支配を有する者が行うことを想定しているものであるから、当該電磁的船荷証券記録を発行した者から同時履行の抗弁権を行使されると、債権者が転換請求権を代位行使することができなくなってしまう。そこで、転換請求権が行使される場合には電磁的船荷証券記録を発行した者が受戻し済みである旨の記録をするなどして電磁的船荷証券記録を無効化することを認めたとした上で、「電磁的船荷証券記録を発行した者に対して電磁的船荷証券記録に受戻し済みである旨の記録をするなどして船荷証券を交付することを求める権利」を代位行使するという構成が考えられるところである。

もっとも、このような考え方は、そもそも前記第3の本文3でX案を採用する場合には採用し得ないものであるし、また、電磁的船荷証券記録の支配

を有する者ではなく、それを発行した者に当該電磁的船荷証券記録を無効化する権限を与えることとなり、その当否が問われることとなるし、電磁的船荷証券記録を発行した者が当該電磁的船荷証券記録を無効化することにシステムが対応していないという可能性もある。さらに、代位行使の要件を具備しているか否かを裁判所の関与がない中で運送人が自己の責任で判断しなければならず、運送人に難しい判断を強いいる可能性があるという面もあり、このような点が乙案の難点といえる（注）。

（注）もっとも、代位行使の要件の問題については、運送品の引渡しに係る債権を代位行使しようとする場合にも生じ得る問題であり、転換請求権を代位行使する場合に固有の問題ではない。電磁的船荷証券記録の支配を有する者の債権者が強制執行等の手続に及ぶといった事態はそもそも多くはないものと考えられるが、仮に、債権者が実効性のある手段を用いるのであれば、転換請求権を被保全権利として仮の地位を定める仮処分を申し立てことなどが考えられる。

5 丙案について

- (1) 丙案は、電磁的船荷証券記録の支配を有する者に対する強制執行について、特別な規律を設けないというものである。甲案及び乙案ともに難点を抱えるものであるため、あえて何も規定せずに解釈に委ねようとするものである。
- (2) もっとも、前記2のとおり、電磁的船荷証券記録が発行されている場合における運送品の引渡しに係る債権は、民事執行法第143条の「動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権」には該当しないこととなるため、債権執行の対象となるものと考えられるところ、その結果、運送人は、債務者への弁済を禁止されることになるため（民事執行法第145条第1項）、債務者が電磁的船荷証券記録の支配を有していてもその債務者に運送品を引き渡すことができないこととなる一方で、運送品の引渡しを請求しようとする者は、電磁的船荷証券記録の支配の移転と引換でなければ運送品の引渡しを請求することができないということとなり（商法第764条に相当する規定による。）、法律関係が不明確になることはやはり否定できないように思われる。

このような場合には、運送人から見ると「荷受人が運送品（略）を受け取ることができない場合」に当たるとも考えられるため、商法第582条及び第583条の規定の適用を受けるものと解し、運送人による供託及び競売を通じた解決を図ることも考えられるものの、常に商法第582条及び第583条の要件を満たすかは必ずしも明確ではなく、また、このような解決に依拠することは、運送人に過度な負担を課すことになる可能性も否定できないように考えられる。

第6 電磁的船荷証券記録の喪失の手続の要否

紙の船荷証券における喪失の手続は、電磁的船荷証券記録を対象とするものではないと考えられるが、電磁的船荷証券記録については、あえて喪失の手続を設

ける必要まではないと考えられるがどうか。

(補足説明)

紙の船荷証券においては、それを喪失した場合には、非訟事件手続法が定める公示催告手続によってそれを無効化することが認められている（民法第520条の11、第520条の18、第520条の19第2項、第520条の20）。

電磁的船荷証券記録は、それ自体が民法上の「有価証券」には該当しないことになるため（部会資料2の第4参照）、特段の規定を設けない限りは、喪失時の公示催告手続の適用を受けないことになる。そのため、電磁的船荷証券記録についても喪失の手続を別途設ける必要があるかどうかが問題となる。

しかしながら、紙の船荷証券とは異なり、電磁的船荷証券記録を紛失して他の者がその支配を有するに至るといった事態は通常考え難い上に、何らかの理由によってシステムにアクセスすることができなくなったような場合には、そのシステムを提供する者との間で解決が図られることが想定される。

また、システムに問題が生じてデータが全て消失するといったことも理論上は考えられるが、そのような場合にも、そのシステムを提供する者を含む関係当事者間で解決が図られることが想定され、例えば、システムの利用規約に何らかの定めがされたり、いわゆる保証渡しのような工夫をすることによって対応したりすることが想定される。

以上からすると、電磁的船荷証券記録についての喪失の手続に関する規定を置く必要はないものと考えられる。

第7 電磁的船荷証券記録について消失等の不具合が生じた場合の法律関係等の整理

1 はじめに

電磁的船荷証券記録については、一定の技術的要件が定められることになるため、容易に、消失したり、不正に複製されたりすることは想定し難い。そのため、消失したり、不正に複製されたりするなどの不具合が発生する場合に備えて、例えば、国の認証を受けた機関による関与を必要的なものとしたり（前記第2の補足説明1(4)参照）、喪失の手続を設けたりすること（前記第6参照）は、基本的には予定しない方向で考えている。

もっとも、このような不具合が発生した場合の法律関係を整理しておくことは有益であると考えられるところ、このような不具合が発生する場合としては、理論上、当初から電磁的船荷証券記録の要件を欠いていたと認められる場合（後記2）と、電磁的船荷証券記録の要件を満たしているが事後的に電磁的船荷証券記録が消失等した場合（後記3）が考えられる。

2 電磁的船荷証券記録の要件を欠く場合

システムが備えるべき性能を欠いていたため、電磁的船荷証券記録が事後的に不正に複製されるなどして電磁的船荷証券記録の支配を有する者が複数現れるといった事態が生じたり、電磁的船荷証券記録が消失したりした場合には、その瑕疵の程度や内容によっては、そもそも電磁的船荷証券記録に求められる技術的

要件を満たしていないと評価することができる場合もあると考えられる。

技術的要件を満たしていないと評価できる場合には、電磁的船荷証券記録及び紙の船荷証券のいずれも発行されなかつたものとして、運送品の引渡しに係る債権の帰属等の問題が整理されることになる。もっとも、この場合であっても、電磁的船荷証券記録の関係者がその利用に際してシステムプロバイダーが提供する規約に同意していたような場合には、当該規約の債権的合意は当然に無効になるものではないと考えられるため、そのような規約を含む運送契約の内容等も踏まえつつ、個別の判断が行われることになると考えられる。

また、備えるべき性能を欠いている電磁的船荷証券記録が発行されている場合であっても、運送品の引渡しに係る債権の存在は認められるため、民法第478条の適用が排斥されるものではなく、運送人が取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するものに対して弁済（運送品の引渡し）は、運送人が善意であり、かつ、過失がなかったときは有効と解される余地もあると考えられる。また、そのほか、規約の内容にもよるが、システムが本来備えるべき性能を欠いており、そのことにシステムプロバイダーの過失が認められるような場合には、そのことによって生じた損害について、システムプロバイダーに対する損害賠償請求が認められる余地もあるといえる。

3 電磁的船荷証券記録の要件を満たしているが事後的に電磁的船荷証券記録が消失等した場合

技術的要件を満たした電磁的船荷証券記録が発行されたものの、例えば、天変地異等によって当該電磁的船荷証券記録が事後的に消失した場合には、電磁的船荷証券記録が適法に発行されたこととなる一方で、電磁的船荷証券記録を提示して権利行使をすることができない状態となる。

このような場合には、いわゆる保証渡しのような実務上の工夫をすることや、規約において再発行を認めるといった工夫をすることが考えられるところである。

また、前記2とは異なり、電磁的船荷証券記録が事後的に不正に複製されるなどして、その支配を有する旨を主張する者が複数現れたり、本来の権利者が支配を失って他の者が支配を有することになったりした場合において、当該電磁的船荷証券記録につき求められる技術的要件を満たしていると評価されるといったことも、理論上はあり得なくはないものと考えられるが、そのような場合には、民法法第478条の規定や電磁的船荷証券記録に係る民法第520条の5に相当する規定（その要否及び内容については、電磁的船荷証券記録の効力に関する規律の内容（参考資料2-1の論点⑥）の中で検討予定）の適用によって解決を図る余地もあるように考えられる。

第8 規約型の電子式船荷証券における規約との関係性

1 規約型の電子式船荷証券との関係

Bolero等の既存の規約型の電子式船荷証券についても、これを明示的に排除する旨の規律を設けなければ、電磁的船荷証券記録の技術的要件等を満たしてい

る限り、電磁的船荷証券記録に関する規定が適用されることになる。

そして、電磁的船荷証券記録についての法制化が実現した場合であっても、このような民間のシステムプロバイダーが提供する電子式船荷証券においては、全ての権利義務関係を法令に委ねることはせずに、当該システムの利用関係者との間で独自に規約によるルールを定めることも多いものと予想される。

商法改正によって電磁的船荷証券記録についての法制化を実現したとしても、その規律の全てについて強行法規性を持たせ、全ての面で私人間の合意による規律の変更を禁止する必要性があるともいい難い。

そのため、民間のシステムプロバイダーが提供する電子式船荷証券において、規約による独自の規律が設けられることを一律に否定するようなことは想定していない。

2 電磁的船荷証券記録に関する規律と規約との関係

(1) 規約の効力が及ぶ関係者間の法律関係について

電磁的船荷証券記録に関する規律は、運送品の引渡しに係る債権の帰属やその行使に関する法律関係を規律するものであるところ、電磁的船荷証券記録に関する規約は、電磁的船荷証券記録の原因関係である運送契約の当事者を含む関係者が締結したものであることからすると、規約の効力が及ぶ関係者間においては、規約の効力が優先し（注）、規約に基づいて運送品の引渡しに係る債権の帰属やその行使に関する法律関係が規律されることになるものと考えられる。例えば、規約によって電磁的船荷証券記録に関する規律の一部が修正されている場合において、規約によればAに運送品の引渡しに係る権利が帰属し、電磁的船荷証券記録に関する法律の規定によればBに運送品の引渡しに係る権利が帰属するときであっても、規約の効力が及ぶ関係者間においては、規約によって運送品の引渡しに係る債権の帰属やその行使に関する法律関係が規律される（すなわち、Aに運送品の引渡しに係る債権が帰属し、Aがその権利を行使することができる。）ことになるものと考えられる。

これに対し、電磁的船荷証券記録の効力に関する規律の全てが規約に網羅されているとは限らず、規約の効力が及ぶ関係者間においても、電磁的船荷証券記録の効力に関する法律の規定の適否が問題となる場合もあると考えられるが、そのような場合には、電磁的船荷証券記録の効力に関する法律の規定によって運送品の引渡しに係る債権の帰属やその行使に関する法律関係が規律されることになるものと考えられる。この場合において、例えば、規約によって電磁的船荷証券記録の方式に関する規律の一部を軽減する旨の修正がされているときであっても、修正前の法律の規定に基づいて運送品の引渡しに係る債権の帰属やその行使に関する法律関係が規律されることになるものと考えられるし、反対に、規約によって電磁的船荷証券記録の方式に関する規律の一部を加重する旨の修正がされているときであっても、同様である（すなわち、修正前の法律の規定に基づいて権利を主張することができ、必ずしも加重された要件を満たす必要はない。）と考えられる。その意味で、電

磁的船荷証券記録の方式に関する規律には強行法規性があるということができる。なお、電磁的船荷証券記録の効力に関する法律の規定の適否が問題となるか否かは、規約の解釈によって定まるものと考えられる。

(注) ただし、国際海上物品運送法が適用される場合において、商法第759条及び第760条に相当する規律に反する規約で、荷送人、荷受人又は電磁的船荷証券記録の支配を有する者に不利益なものを除く（国際海上物品運送法第11条参照）。

(2) 規約の効力が及ばない第三者との間の法律関係について

他方で、規約の効力が及ばない第三者との関係においては、電磁的船荷証券記録に関する法律の規定によって運送品の引渡しに係る債権の帰属やその行使に関する法律関係が規律されることになるものと考えられる。この場合において、例えば、規約によって電磁的船荷証券記録に関する規律の一部を軽減する旨の修正がされているときであっても、第三者との関係においては、修正前の法律の規定に基づいて運送品の引渡しに係る債権の帰属やその行使に関する法律関係が規律されることになるものと考えられるし、反対に、規約によって電磁的船荷証券記録に関する規律の一部を加重する旨の修正がされているときであっても、同様である（すなわち、第三者との関係においては、修正前の法律の規定に基づいて権利を主張することができ、必ずしも加重された要件を満たす必要はない。）と考えられる。

以上